

## 歴史的な樹木の保存等に関する制度の概要

参考資料3-1

行政所管	指定・登録等の別	種類	根拠法	管轄	所有者同意の要・不要	選定基準	現状変更	保存等の補助制度	指定・登録等件数(R7.4.7現在)
文化財 (天然記念物)	指定	国指定天然記念物	文化財保護法	文化庁	不要 (但し、実質的には要)	学術上貴重で、国（あるいは都/区）の自然を記念するもの	許可制	有	2件
		都指定天然記念物	東京都文化財保護条例	東京都 (教育委員会)	要		許可制	有	2件
		区指定天然記念物	港区文化財保護条例	区 (図書文化財課)	要		許可制	有 (8割かつ予算の範囲内)	2件
景観	指定	景観重要樹木	景観法及び 港区景観条例	区 (都市計画課)	意見の聴取が必要	道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するもの (1)地域のシンボルとして、広く区民に親しまれている樹木 (2)港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木 (※港区景観計画における指定の方針に基づく)	許可制	無	なし
環境	指定	特別保護樹木・樹林	港区みどりを守る条例	区 (環境課)	(所有者からの申請に基づく)	(1)所有者等が将来にわたつて保全する意思を有していること。 (2)地域の住民がみどりの象徴として後世に継承することがふさわしいと認めていること。 (3)歴史的、文化的及び自然的な価値を有していること。 ※特別保護樹木については、生育状況が良好で、長期的に良好な生育環境にあるもの（詳細はパンフレット参照）	届出制	有	なし
		保護樹木・樹林	港区みどりを守る条例	区 (環境課)	(所有者からの申請に基づく)	(1)適切に維持管理され、適正な生育状態にある保護すべき樹木等（詳細はパンフレット参照） (2)樹木については、地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること。なお、双幹以上の樹木については、各幹の周囲の合計の70%が1.0m以上であること。 (3)樹林については、樹木の集団の占める土地の面積が200m <sup>2</sup> 以上であること。 (4)生け垣については、次のいずれにも該当すること。 イ 樹木の高さが1.5m以上であること。 ロ 長さが20m以上であること。 ハ 道路（一般の通行に供されている私道を含む。）に面する等、公衆の見やすい場所に造成されていること。 (5)前三号に掲げるもののほか、次のイ及びロに該当するもので特に区長が保護する必要があると認めるもの。 イ 株立ちする樹木で高さが3m以上のもの ロ つる性樹木で枝葉の面積が20m <sup>2</sup> 以上のもの	届出制	有	保護樹木 735本 保護樹林 106,787m <sup>2</sup> (R7.4.1現在)